

棚田地域振興活動加算について

1 棚田地域振興活動加算の概要

棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域において、指定棚田地域振興活動計画に基づいた棚田地域の振興を図る取組を行う場合に交付額を加算するもの。

(1) 対象農地

指定棚田地域振興活動計画に位置づけられた棚田等で、田であれば 1/20 以上、畑であれば 15 度以上の農地

(2) 加算単価

10,000 円/10a (田、畑)

(3) 目標設定

次の①～③の各々に定量的な目標を一つ以上、計 3 つ以上の目標を定める。さらに、3 つの目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要がある。

① 棚田等の保全に関する目標

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標

③ 棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標

2 岩手県内の取組状況

(1) 指定棚田地域の指定及び活動計画の認定状況

本県では、東北で最多の計 7 地域が指定棚田地域の指定を受けている (R3. 10. 14 現在)。

遠野市の中山間迷岡・宮守川上流集落協定において、活動計画の認定を受け、令和 3 年度より棚田地域振興活動加算の活用及び目標達成に向けた取組を開始しているところ。

本県の指定棚田地域

市町村	指定棚田地域	公示日	
		地域指定	計画認定
紫波町(6)	水分村、志和村、彦部村、佐比内村、赤沢村、長岡村	R2. 12. 16	R3. 9. 7
遠野市(1)	宮守村	R3. 4. 15	R3. 6. 14

※ 紫波町では、1 集落協定が令和 4 年度から棚田地域振興活動加算の活用を予定

(2) 第三者委員会による取組目標の審議について

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第 8 の 2 (2) において、棚田地域振興活動加算の目標について、県が設置する第三者委員会で確認・意見聴取を行うことが規定されているもの。